国立大学法人東京学芸大学謝金支給基準の一部改正について

改正理由：東京都の最低賃金の改正に伴う謝金単価の改定並びに所要の規定の整備を行うものである。

改正

〔省略〕

第３　学術，文化講演，実験，実習又は研究指導，その他専門技能の提供を依頼した場合，その者に支払う謝金の額は，別表１，別表２，別表３，別表４及び別表５のとおりとする。

２　〔省略〕

〔省略〕

別表１

謝金基準単価表

NO.	種　別	単　価	備　考	所得税の取扱
〔省略〕				
7	教育研究補助等謝金	1,280 円/時間	一般的な教育研究補助等業務 （資料整理や実験補助等，研究及び事務等を行う上で必要な臨時的業務が該当し，継続的な業務は雇用する必要がある）	月(乙)・日(丙)
〔省略〕				
23	チューター等謝金	1,280 円/時間		月(乙)・日(丙)
〔省略〕				

〔省略〕

◎報酬の用務に併せて旅費又は交通費を支出する場合は，所得税の課税対象となる。
なお，報酬謝金を辞退し，旅費又は交通費のみを支給する場合についても同様である。

現行

〔省略〕

第３　学術，文化講演，実験，実習又は研究指導，その他専門技能の提供を依頼した場合，その者に支払う謝金の額は，別表１，別表２，別表３，別表４及び別表５のとおりとする。

２　〔省略〕

〔省略〕

別表１

謝金基準単価表

NO.	種　別	単　価	備　考	所得税の取扱
〔省略〕				
7	教育研究補助等謝金	1,230 円/時間	一般的な教育研究補助等業務 （資料整理や実験補助等，研究及び事務等を行う上で必要な臨時的業務が該当し，継続的な業務は雇用する必要がある） 予算都合による単価の下限については，東京都最低賃金まで可とする。	月(乙)・日(丙)
〔省略〕				
23	チューター等謝金	1,230 円/時間	予算都合による単価の下限については，東京都最低賃金まで可とする。	月(乙)・日(丙)
〔省略〕				

〔省略〕

◎報酬の用務に併せて旅費を支出する場合，旅費についても所得税の対象となるので，
謝金事前伺書，旅行命令伺書の上部余白に「旅費有」，「謝金有」と明記すること。

〔省略〕 附　則 この基準は，令和８年10月１日から施行する。	〔省略〕